

令和8年度 市民との協働による地域づくり支援事業 補助対象事業例

※表は例示で、補助対象とするかどうかは選定委員会で決定されます。

No	事業種目	補助対象経費の例	補助対象とならない経費の例
1	講習会・教室	教室等の講師料・ポスター代・施設使用料	
2	体育振興・スポーツ事業	音響機器借上料・大会開催に必要な備品等のレンタル費・テントレンタル費・講師謝礼・施設使用料 ※スポーツ少年団に関するものは除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食経費</li> <li>・ 慰労会、懇親会等の経費</li> </ul>
3	伝統行事・イベント事業	音響機器借上料・テントレンタル費・イルミ設置・楽器レンタル費・施設使用料・出演者謝礼・ポスター制作代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災・減災以外の備品購入費（次年度以降も事業を実施する場合でレンタルで対応するよりも購入した方が費用体効果が高いと市及び選定委員会で判断した場合は除く）</li> </ul>
4	花・木 植栽事業	花苗代・球根代・消毒代・燃料費・プランター代・トラック借上料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料理教室の食材費、生け花教室の花代</li> <li>・ スポーツ少年団に関する経費</li> </ul>
5	美化作業	草刈り機混合油・機材等借上料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニホーム代（個人、団体）等、特定の者のみが利用する可能性が高いもの</li> </ul>
6	観光事業	看板設置・観光地紹介パンフの作製・観光人材育成・ポスター代・HP制作費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記念品代、景品代等、特定の個人に対するもの</li> </ul>
7	文化継承事業	印刷物作成・研修会会場費・講演会謝礼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者保険料</li> </ul>
8	防災・減災事業	炊き出し訓練備品購入・自主防災組織等の防災テントや発電機等の購入・研修講師謝礼・会場使用料・防災マップ作製	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガソリン代（個人の移動車用）</li> <li>・ 市外イベント（大会等）参加経費</li> </ul>
9	防犯事業	看板設置・研修費・防犯協会ジャンパー等作製・LED防犯灯設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出店の食材費</li> <li>・ 一般的な鍋ややかん等、個人所有のものを借用することで事足りるものの購入</li> </ul>
10	交通・安全事業	カーブミラー設置、危険防止看板設置・道しるべ標識の設置・のぼり旗作製	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織名のないジャンパー、帽子等作製</li> <li>・ 市の補助事業対象となる防犯カメラ購入</li> </ul>
11	私道・赤道・側溝整備	受益者が複数存在する（市管理が及ばない）赤道等の舗装、U字溝敷設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集会所の経年劣化による修繕</li> <li>・ 集会所の備品に関する経費</li> </ul>
12	集会所整備【注】	【機能向上が伴う整備】 エアコンの新設・増設、照明のLED化、トイレの洋式化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神社仏閣やそれらに付随する施設又は敷地内の整備</li> </ul>
13	遺跡・史跡整備	案内看板設置・防護柵設置・進入路及び駐車場整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例祭に用いる衣装、備品等の購入（例祭以外に使用することもある場合であっても対象外）</li> <li>・ 忠魂碑等の整備</li> </ul>
14	観光地整備	ベンチ設置・案内看板設置・防護柵設置・芝生敷設・駐車場整備・外灯整備・道しるべ標識の設置・歓迎のぼり旗作製・植栽のための種苗購入・燃料費・軽トラ賃料・芝生刈り委託費・案内看板更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同墓地の整備</li> <li>・ 市が管理すべき認定市道や側溝、施設又はその敷地内、公園等の整備（ただし、市と地域が共同で管理している場合は対象）</li> </ul>
15	地元管理公園整備	ベンチ設置・花壇造成・遊具の設置や塗装・フェンス修理・芝生敷設・藤棚の解体及び新設・U字溝蓋掛け・植栽費・プランター及び種苗購入・燃料費・軽トラ賃料・草木刈り払い委託費・芝生刈り委託費	

【注】集会所整備について、補助事業経費に対する補助率は最大50%となります。  
補助率については、事業内容や申請件数により、最大よりも下がることがあります。